

甲調査確報集計結果 利用上の注意

経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

令和6年経済センサス - 基礎調査は、甲調査及び乙調査とともに、2024年（令和6年）6月1日を調査日として実施している。

- ・甲調査の結果は、速報集計結果、確報集計結果の二段階に分けて公表した。

調査の対象

- ・甲調査は、日本標準産業分類（第14回改定）に掲げる産業に属する事業所を対象としている。ただし、国及び地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く。
 - ① 大分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 大分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 大分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所
- ・なお、同時期に実施した経済構造実態調査・個人企業経済調査と重複する項目については、基礎調査票での回答は不要とし、各調査で把握した回答内容について基礎調査側へデータを移送することにより、報告者負担の軽減を図った。

集計の対象

- ・売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。

事業所単位の売上（収入）金額

- ・売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。
「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」

売上（収入）金額における消費税の取扱い

- ・売上（収入）金額は2023年1年間の数値である。また、売上（収入）金額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。なお、過去の調査結果は、それぞれその当時の消費税率によるものであり、現行の税率（8%、10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

＜ガイドライン＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

欠測値の補完等

- ・調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、令和3年経済センサス・活動調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

- ・売上（収入）金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- ・産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類符号の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。
- ・該当数値がないものは「一」とした。
- ・調査していないため該当数値がないものは「...」とした。
- ・「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
- ・産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠しているが、売上（収入）金額における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
38X 放送業（有線放送業を除く）	381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く）
62X 銀行業	621 中央銀行 622 銀行（中央銀行を除く）
86X 郵便局・郵便局受託業	861 郵便局 862 郵便局受託業

- ・令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、令和3年経済センサス - 活動調査や令和元年経済センサス - 基礎調査を始めとした過去の経済センサスとは調査対象範囲が異なっているため、比較には留意が必要である。